

平成14年度 事業報告書

総括的概要

- 1 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法。以下「法」という。）が完全施行に移行してから3年目にあたる平成14年度において、当協会は特定事業者等から再商品化の委託を受け、全国1,863(前年度1,726)の保管施設を対象に入札選考作業を行い、特定分別基準適合物（無色のガラスびん、茶色のガラスびん、その他のガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装）ごとに再商品化事業者を選定・委託し、再商品化を実施しました。

その結果、平成14年度の引取実績は前年度比でそれぞれ、ガラスびん全体で104.2%、PETボトルで117.4%、紙製容器包装で113.8%、プラスチック製容器包装で153.9%でした。また、再商品化製品の利用状況においても同様な伸びが見られました。
- 2 再商品化事業の円滑実施に向け、業務システムの改善を行うとともに、当協会が委託するガラスびん、PETボトル、紙製及びプラスチック製容器包装の再生処理事業者を対象に、技術専門の機関に委嘱し、施設ガイドライン等に基づき処理施設に対する現地調査を実施しました。
- 3 平成15年度の再商品化の実施に向けて、当協会登録の再商品化事業者（ガラスびん161社、PETボトル59社、紙99社、プラスチック122社）を対象に、東京で入札説明会を開催しました。
- 4 商工会議所、商工会に再商品化委託契約に関する業務の一部を委託し、平成15年度における特定事業者との再商品化委託契約の申込・受付業務を実施しました。
- 5 シンポジウム、講演会、座談会等への講師派遣並びに新聞、テレビ、雑誌等を通じ、法の概要及び当協会の役割と業務内容の普及・啓発に努めました。
- 6 経済産業省が作成したパンフレット『容器包装リサイクル法』や、当協会が作成した容器包装リサイクル法に関するパンフレット『なぜ？なに？リサイクル』などを、事業者、自治体、消費者等に配布し、容器包装リサイクルの普及啓発に努めました。
- 7 会報『再商品化ニュース（No.17～No.20）』を季刊で発行し、賛助会員、特定事業者、都道府県・市町村担当部署等に対し当協会事業の進捗状況、容リ法の解説等につき情報提供を行いました。特に、会報No.20は再商品化実施5ヶ年記念特集号を兼ね発行しました。

また、ホームページ（<https://www.jcpra.or.jp/>）を積極的に活用することにより、効率的かつ多量な情報発信・普及啓発に努めました。
- 8 主務5省との連絡を緊密にするとともに、内外のリサイクル関係諸機関との情報交換・協力の推進に努めました。
- 9 訪欧州容器包装リサイクル調査団に参加し、フランス、スペインを訪問、情報の収集に努めました。
- 10 賛助会員27社から頂戴した賛助会費を会報『再商品化ニュース』発行費用に充当しました。

平成14年度事業の総括的概要は以上のとおりです。

1. 特定事業者等からの受託による分別基準適合物の再商品化の実施

(1) 平成14年度再商品化の実施

当協会では、再商品化業務規程に則り、下記の再商品化委託単価（主務大臣の認可）のもとに、特定事業者等から委託を受け、ガラスびん（無色、茶色、その他）、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化を実施しました。

1) 再商品化委託単価

		委託単価 (円/トン)	
		14年度	13年度
ガラスびん	無色	3,600	4,000
	茶色	7,800	7,700
	その他	9,100	9,100
PETボトル		75,100	83,800
紙		42,000	58,600
プラスチック		82,000	105,000

2) 契約状況について

(a) 特定事業者からの受託状況

法に基づき再商品化の義務を負うガラスびん、PETボトル、紙及びプラスチック製容器包装関連の特定事業者63,595社(前年度62,057社)から以下のとおり再商品化を受託しました。

		受託社数		受託予定量 (トン)		受託予定金額 (千円)	
		14年度	13年度	14年度	13年度	14年度	13年度
ガラスびん	ガラスびん計	3,863	3,901	450,959	416,262	2,733,159	2,576,066
	無色	3,325	3,337	216,254	205,579	778,514	822,314
	茶色	1,707	1,798	139,364	116,760	1,087,042	899,053
	その他	1,508	1,552	95,341	93,923	867,603	854,699
PETボトル		1,087	1,088	230,684	196,256	17,324,393	16,446,217
紙		45,878	45,262	105,820	90,044	4,444,429	5,276,568
プラスチック		61,067	59,609	311,801	256,428	25,567,689	26,924,949

(b) 市町村負担分の受託（実績支払ベース）

再商品化の義務が免除されている小規模事業者分については、その処理費用は市町村の負担とされています。

以下は、当協会が再商品化業務契約を締結し、上記再商品化委託単価により再商品化を行なった市町村からの受託状況です。

		受託量実績 (トン)		受託金額 (千円)	
		14年度	13年度	14年度	13年度
ガラスびん	ガラスびん計	37,119	34,386	264,176	245,752
	無色	8,974	8,557	32,304	34,325
	茶色	18,650	17,082	145,468	131,709

	その他	9, 495	8, 747	86, 404	79, 718
PETボトル		1, 410	1, 211	120, 815	117, 502
紙		1, 720	1, 508	72, 258	88, 426
プラスチック		17, 269	12, 464	1, 416, 037	1, 308, 788

(c)市町村との契約状況及び保管施設

当協会との間でガラスびん、PETボトル、紙及びプラスチック製容器包装の分別基準適合物の引渡に関する業務実施覚書を締結した市町村及び保管施設は以下のとおりです。

	市町村数				保管施設数			
	契 約		実 績		契 約		実 績	
	14年度	13年度	14年度	13年度	14年度	13年度	14年度	13年度
総数	2, 482	2, 441	2, 474	2, 354	1, 863	1, 726	1, 837	1, 686
ガラスびん	1, 789	1, 731	1, 780	1, 683	1, 020	961	1, 007	942
PETボトル	2, 201	2, 079	2, 186	2, 042	1, 254	1, 189	1, 240	1, 157
紙	172	148	143	131	124	105	107	88
プラスチック	845	732	815	673	561	463	534	427

	市町村からの引取量 (トン)				引取達成率 (%)	
	引取予定量 (a)		引取実績量 (b)		(b) ÷ (a)	
	14年度	13年度	14年度	13年度	14年度	13年度
ガラスびん	368, 102	412, 197	339, 039	325, 344	92.1	78.9
無 色	112, 592	130, 748	102, 788	97, 100	91.3	74.3
茶 色	142, 304	160, 190	130, 311	129, 892	91.6	81.1
その他の色	113, 206	121, 259	105, 940	98, 352	93.6	81.1
PETボトル	169, 427	149, 740	153, 860	131, 027	90.8	87.5
紙	28, 779	25, 114	24, 687	21, 685	85.8	86.3
プラスチック (1+2)	291, 665	236, 444	259, 669	168, 681	89.0	71.3
1.プラスチック	288, 944	233, 312	258, 624	167, 694	89.5	71.9
材料リサイクル	55, 548	34, 453	51, 122	21, 678	92.0	62.9
油 化	19, 185	22, 373	15, 309	18, 059	79.7	80.7
高炉還元剤化	68, 410	73, 808	64, 733	58, 596	94.6	79.4
コークス炉化学原料化	121, 471	83, 908	103, 336	57, 502	85.0	68.5
ガス化	24, 330	18, 770	24, 124	11, 859	99.1	63.2
2.トレイ	2, 721	3, 132	1, 045	987	38.4	31.5
材料リサイクル	2, 686	2, 880	1, 042	887	30.8	30.8
油 化	34	252	3	100	8.8	39.7

(d)再生処理事業者の入札登録・落札状況

平成15年度の再商品化の入札を希望する再生処理事業者を官報公告することにより募集し、事業者登録を行いました。確定した登録事業者を対象に保管施設ごとにガラスびん（無色、茶色、その他）、PETボトル、紙及びプラスチック製容器包装の再商品化の入札を行い、ガラスびん148社、PETボトル58社、紙43社及びプラスチック79社を選定し、再商品化実施契約を締結しました。入札登録・落札状況は以下のとおりです。なお、PETボトルの入札選定方法において、経済産業省産業構造審議会WGの決定に基づき、材料リサイクルとボトルtoボトル向けケミカルリサイクルと同じ価格の場合はボトルtoボトルを優先することとしました。（単位：社）

	登録申込		登録（確定）		落札	
	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度
ガラスびん	165	145	161	140	121	114
PETボトル	83	99	59	60	58	56
紙	110	145	99	92	43	34
プラスチック	201	147	140	133	79	86

また、ガラスびん再商品化製品（カレット）の販売については、平成14年度から他の素材同様に再生処理事業者が行うこととなりました。さらに、プラスチック油化事業者の一部に問題が発生し、法的措置を含めその対応を行いました。

3)再商品化製品の利用状況（単位：トン）

ガラスびん

		14年度(107社)	13年度(92社)
計		317, 817 (100.0%)	304, 764 (100.0%)
内訳	ガラスびん製造用	166, 653 (52.4%)	180, 083 (59.1%)
	その他の用途 (舗装用骨材、タイル・ブロック、ガラス繊維等)	151, 164 (47.6%)	124, 681 (40.9%)

PETボトル

		14年度(延べ169社)	13年度(延べ169社)
計		112, 485 (100.0%)	94, 912 (100.0%)
内訳	繊維 (ユニフォーム、カーペット等)	58, 940 (52.4%)	48, 659 (51.3%)
	シート (卵パック、プリスターパック等)	45, 632 (40.5%)	37, 510 (39.5%)
	ボトル (洗剤ボトル等)	606 (0.6%)	381 (0.4%)
	成形品 (文房具、収集ボックス等)	5, 314 (4.7%)	5, 330 (5.6%)
	その他 (結束バンド、障子紙等)	1, 993 (1.8%)	3, 032 (3.2%)

紙製容器包装

		14年度(13社)	13年度(21社)
計		24, 358 (100.0%)	20, 793 (100.0%)
内訳	製紙原料	20, 284 (83.3%)	15, 301 (73.6%)

上記以外の材料 (家畜用敷料)	157 (0.7%)	1, 196 (5.7%)
固形燃料	3, 917 (16.0%)	4, 295 (20.7%)

プラスチック製容器包装

		14年度(140社)	13年度(135社)
計		180, 162 (100.0%)	118, 470 (100.0%)
内訳	1.プラスチック	179, 238 (99.5%)	117, 598 (99.3%)
	材料 (擬木、車止め等)	23, 426 (13.0%)	9, 246 (7.9%)
	油化	6, 828 (3.8%)	7, 886 (6.7%)
	高炉	46, 621 (25.9%)	42, 306 (36.0%)
	コークス	91, 175 (50.6%)	50, 631 (43.0%)
	ガス化	11, 188 (6.2%)	7, 529 (6.4%)
	2.トレイ	924 (0.5%)	872 (0.7%)
	材料 (日用雑貨品、トレイ等)	921 (0.5%)	777 (0.7%)
	油化	3 (-)	95 (-)

4)再商品化委託料金の精算

再商品化受託料金の精算については、特定分別基準適合物ごとに特定事業者からの再商品化予定受託料金に対する再商品化実績費用を計算し、個々の特定事業者ごとに精算額を確定のうえ、過不足に応じて次年度の再商品化予定受託料金と加減し、精算します。なお、平成14年度の再生処理事業者への支払い対象量（「販売量」＋「残さ」）は、ガラスびん336, 411トン、PETボトル151, 934トン、紙24, 890トン、プラスチック253, 013トンでした。

(2) 再商品化業務システムの改善

平成13年度の大規模追加開発を受け、14年度はその品質向上とシステム安定化に注力しました。同時に、新たなシステム管理基準の徹底により、郵便局支払口座開設などの追加機能開発やデータ処理件数等の増加にも拘わらず、総合的コスト削減に務めました。

(3) 設備審査の実施

ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の再商品化事業者を入札・選定するにあたり、再生処理施設等が所要の水準にあるか否かを事前に審査することとしています。審査の実施に当たっては、その審査が合法的、かつ公正・透明性のあるものであることを確保するために、第三者の技術専門機関に委嘱し、再生処理施設等の施設ガイドライン等に基づき審査を実施しています。

平成14年度において、平成15年度再商品化対象登録申請事業者の中から、ガラスびんは37社38施設、PETボトルは45社47施設、紙は18社18施設、プラスチックは78社79施設に対し現地調査を行いました。

なお、プラスチック製容器包装の再生処理事業者の施設の登録にあたっては、これまで平成11年7月に策定した「プラスチック製容器包装再生処理施設ガイドライン」を用い、再生処理施設の審査を実施してきましたが、平成15年度の施設審査について

平成14年7月に改定された施設ガイドラインに基づき行われました。主な改定箇所は以下のとおりです。

①手法ごとの収率の改定（トップランナー方式の導入）

②再商品化製品の利用先

プラスチック製容器包装及びトレイの再商品化製品の利用先について明文化しました。

③油化施設の安全管理

油化施設については、消防法に規定する危険物製造施設に該当し、許可の取得等が必要であることを明文化しました。

④炭化水素油に係わる標準情報（TR）

TRの改訂に伴い改訂原案を記載しました。

(4) 指定保管施設における分別基準適合物の品質調査の実施

再商品化を円滑に実行するためには、各指定保管施設から引取る分別収集品が一定の品質基準を満たしていることが肝要です。このため、今後の分別収集品の品質向上のための情報共有化を図る目的で、引き取り・再生処理を行っている事業者の協力を得て、市町村の立会いを求め、分別収集品の品質実態調査を実施しました。

PETボトル事業部では、平成10年度から継続しているベール品の品質検査を平成14年度も実施しました。

全指定保管施設のうち99.2%にあたる1,176施設について調査を実施しました。

調査の結果、施設数で評価Aランクが平成10年度46.9%であったものが年々向上し、80.2%に達しました。再商品化に支障をきたす可能性があるDランクの施設が平成10年度の17.8%から7.2%に減少しました。調査の結果については、関係市町村に報告するとともに、協会ホームページ (<https://www.jcpra.or.jp/>)において公表しました。平成10年度からの全件リストも併せてホームページに掲載しています。

プラスチック容器事業部では、平成12年度の再商品化事業スタート以来はじめて、平成14年度に全指定保管施設の83%にあたる360施設を対象に分別基準適合物の品質調査を実施しました。調査の結果、評価A、Bランクの施設が241（67%）、再商品化に支障をきたす可能性があるDランクの施設が117（33%）でした。結果については、市町村説明会で公表しました。15年度についても、品質調査を実施することとしています。

(5) 平成15年度再商品化への取り組み

平成14年度再商品化業務と並行して、別紙「平成15年度再商品化に向けたスケジュール」（平成14年度事業）（省略）に記載のとおり、平成15年度再商品化に向けた種々の準備作業を行いました。

(6) 商工会議所・商工会等への契約代行業務の委託

平成15年度における再商品化の実施にあたり、特定事業者との再商品化委託申込み及び再商品化委託契約に関する業務の一部（再商品化委託料金の収受は除く）を日本商工会議所・商工会議所及び商工会連合会・商工会へ委託しました。

①研修会の開催

当協会では、委託業務が円滑に遂行されるよう窓口業務を担う商工会議所・商工会関係者に対し「容器包装リサイクル法及び当協会の役割・業務内容」、「各地にお

ける申込・契約関連業務」、「申込・契約代行業務等に係るパソコンデモンストラーション」などについて以下により研修を行いました。

<商工会議所関係>

(ア) 開催時期

平成14年10月28日（月）～ 11月1日（金）

研修は、各1泊2日で、4班に分けて開催。

(イ) 対象人員

322商工会議所・347人が出席

(ウ) 開催場所

浜松・商工会議所福利研修センター（カリアック）大研修会場

<商工会関係>

(ア) 開催時期

平成14年10月～平成15年1月の期間

(イ) 対象人員

769商工会・809人が出席（16都府県商工会連合会で開催）

(ウ) 開催場所

各地の都府県商工会連合会が主催し、都府県単位で開催。

2 特定事業者に対する再商品化委託申込書類発送及び申込受付

再商品化申込書は協会から商工会議所・商工会等へ送付され、それぞれの管内の特定事業者へ発送されます。具体的手続きの流れは以下のとおりです。

(ア) 当協会は、平成15年度において再商品化義務が課せられている事業者を対象に、平成14年12月16日付官報により指定法人への再商品化の委託申込みの公告を行うとともに、当協会が抽出した約10万3千事業者に対し、全国527商工会議所及び2,794商工会を通じ委託申込関係書類（委託申込書、再商品化義務量及び委託量算定用紙等）を送付。

(イ) 書類を受け取った事業者は自らの再商品化義務量を算出し、紙ベースもしくは当協会ホームページからオンライン（平成15年2月14日まで可能）により商工会議所・商工会を通じ申込を行う。

(ウ) 商工会議所・商工会等は、特定事業者の申込書の内容を確認し受け付け、不備があれば特定事業者に連絡し、修正したものをFAXで入手し、申込書が整ったところで、データを入力。申込書の原本は協会で保管。

(エ) 協会では申込書等の入力情報をコンピューターで集中管理（NTTデータに委託）し、「再商品化委託契約書」を作成、商工会議所・商工会等を通じ特定事業者と契約を締結する。

2. 容器包装廃棄物の再商品化に関する普及及び啓発

(1) 説明会等の開催

1) 平成14年度再商品化事業実施に関する説明会

平成14年度再商品化の実施にあたり、当協会と業務実施契約書（覚え書き）を締結した市町村・一部事務組合及びそれぞれを管轄する都道府県を対象に、全国を4ブロックに分け、札幌、東京、大阪及び福岡で各1回説明会を開催した。内容

は「分別基準適合物の引き取り及び再商品化の概要」及び「平成14年度における分別基準適合物の引き渡しに関する具体的業務手順について」の説明と質疑応答でした。

2)平成15年度再商品化に関する入札説明会

平成15年度の再商品化のために登録された事業者及び引取運搬事業者を対象に、市町村保管施設ごとの再商品化の入札条件リスト（引取量等）を提示し、平成15年度のガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装に係る再商品化に関する入札説明会を東京で開催しました。内容は、「入札の注意事項」、「選定方法及び選定結果の連絡方法」、「再商品化実施契約書」、「法令遵守について」、「入札書の記入要領」等についてでした。

3)平成15年度再商品化事業者に対する説明会

平成15年度再商品化事業者が再商品化を実施する際に必要となる「市町村からの引き取り方法」、「再商品化業務手続及び業務フロー」、「オンラインによる分別基準適合物の引き取り実績報告」、「再商品化実施契約の締結」、「法令遵守について」等について説明会を開催しました。

4)その他

当協会役職員が各種シンポジウム、講演（講習）会、座談会等に参加し、容器包装リサイクル法や識別表示、当協会の役割・業務内容等について説明を行うとともに、新聞、テレビ、雑誌等のメディアの取材に応じて、容器包装リサイクル法の全般・個別問題及びその運用、さらに協会活動についての理解・促進に努めました。また、リサイクル関連の展示会、シンポジウム等2ヶ所に対し、当協会の協賛・後援名義の使用を許可しました。

平成14年6月1日（土）～2日（日）の両日、環境省・東京都主催「エコライフ・フェア2002」にガラスびんリサイクル促進協議会、PETボトルリサイクル推進協議会、紙製容器包装リサイクル推進協議会及びプラスチック容器包装リサイクル推進協議会と共同で参加し、容器包装リサイクルの重要性やリサイクルの現状について一般来場者（約2,600人）に対しPRしました。

（コールセンター）

当協会では、コールセンター（電話相談窓口）を設置し、特定事業者、再商品化委託申込受付業務を代行する商工会議所・商工会等からの質問に応じています。平成14年度には常時4人のコミュニケーター（専門相談員）を配置し、問い合わせが集中するピーク時には6人が対応しました。平成14年度の取扱件数は、商工会議所・商工会関係で1,598件、特定事業者関係で4,462件、その他73件でした。問い合わせ内容は、対象容器包装の具体的判断から申込書類の記載方法等広範囲にわたっています。

（フリーライダー対策）

再商品化義務を履行していない事業者（所謂フリーライダー）がまだ相当数いるのではないかとこの意見があります。再商品化の義務を負っている事業者に義務を履行させる責任と権限は法律上は国が有しているが、フリーライダー対策は容

器包装リサイクル法の制度維持にとって重要であり、義務を履行している事業者の利益にも合致することから、当協会は積極的に国に協力し、フリーライダーの防止に努めました。

フリーライダー防止対策の一環として、当協会では、再商品化啓発普及パンフレット等の配布、容器包装リサイクル法講習会・説明会等への講師派遣といった通常の普及・啓発活動に加え、ホームページにおいて平成12年度、平成13年度の再商品化義務履行事業者名を公表することにより、特定事業者間の相互牽制に役立てました。また、法人申告所得ランキングや各企業のホームページ等から業種別に上位にランクされている事業者約4千社のうち、特定事業者と思われる事業者で、未だ委託していない事業者231社に対し当協会から直接督促文書を送付して義務履行を促しました。その結果57社から申込がありました。

(2) パンフレット等の作成及び配布

容器包装リサイクル法に関するパンフレット『なぜ？なに？リサイクル』を当協会が作成し、事業者、自治体、消費者等に幅広く配布し、容器包装リサイクルの普及・啓発に努めました。また、当協会業務案内パンフレット（和文・英文）への挟み込みデータを随時改訂し、最新情報の提供に努めました。

経済産業省からの委託事業として昨年度当協会において編集・作成した容器包装リサイクル法の啓発を目的とした解説・義務履行促進用パンフレット『容器包装リサイクル法 Recycle 活かそう、「資源」に』、『識別表示を義務化』、容器包装リサイクル法周知リーフレットの普及・啓発に協力するため、ホームページで紹介、取り次ぎを案内するとともに、PDF（Portable Document Format）版を掲載し、普及に努めました。

3. 容器包装廃棄物の再商品化に関する情報の収集及び提供

(1) 会報の発行

容器包装廃棄物の再商品化に関する情報提供を目的とする会報『再商品化ニュース』（A4判、2色、平均12頁、1万4千部発行）を4回（No.17～No.20）発行しました。No.17～No.19号においてそれぞれ「輸入事業者のためのQ & A」、「平成13年度再商品化事業実施概況」、「通販事業者のためのQ & A」等の特集を組み、また、No.20号においては、再商品化実施5ヶ年を記念した特集号（32頁）も兼ね、再商品化事業の過去・現在・将来に対する識者による座談会・鼎談内容を掲載するとともに、過去5年間のデータを集約し発行、容器包装リサイクルの理解促進に努めました。各号とも、当協会の賛助会員をはじめ、主務官庁および地方局等、都道府県・市町村関連部署、再商品化委託料100万円以上の特定事業者、関係諸団体、有識者等に広く配布し、当協会事業の広報及び関係機関等との連携強化に資しました。

(2) ホームページ (<https://www.jcpra.or.jp/>)の運用

容器包装リサイクル法関係者及び一般の方への情報提供の場として、また公益法人としての情報公開の場として、前年度に引き続き当協会のホームページの内

容の一層の充実に努めました。特に、14年度において特定事業者、消費者、市町村・一部事務組合、再商品化事業者など訪問者に対して親しみやすく、理解し易くすることを目的として、ホームページの全面的なリニューアルを実施しました。この結果、年間訪問者数が過去最高の42万4千人（前年比6割増）、月平均3万5千人、特定事業者の再商品化委託申込の締め切りのピーク時期である平成15年2月には、1日平均2,222人（前年比倍増）となるなど、特定事業者等への情報提供に大いに役立ちました。また、当協会発行又は取り次ぎの印刷物（資料）の請求フォームをホームページを通じ提供したことにより、請求者が増加、各印刷物の活用が促進されました。

平成14年度におけるホームページの新規作成及び更新状況は以下のとおりです。

	新規作成・更新内容
4月	「再商品化ニュース」No.16を掲載 「再商品化実績最新情報」（H.14.4.30現在）を更新
5月	「再商品化受託者リスト」（H.14.4.30現在）を更新 「年間スケジュール」（H.14.5.25現在）を更新 「協会からのお知らせ」を更新（イベント開催告知の追加） 「再商品化実績最新情報」（H.14.5.31現在）を更新
6月	「協会からのお知らせ」を更新（イベント開催告知の追加） 「関連リンク集」（H.14.6.20現在）を更新 「再商品化ニュース」No.17を掲載 「再商品化受託者リスト」（H.14.6.21現在）を更新 「再商品化実績最新情報」（H.14.6.28現在）を更新
7月	「協会からのお知らせ」を更新（平成15年度再生処理事業者登録） 「平成13年度事業報告書概要」「平成14年度事業計画書」を掲載 「イベント・セミナー情報」を更新 「再商品化受託者リスト」（H.14.7.26現在）を更新 「日本容器包装リサイクル協会ホームページ」を全面リニューアル 「再商品化実績最新情報」（H.14.7.31現在）を更新
8月	「平成14年度分別基準適合物の引き受け実績報告」（全国）を追加 「再商品化実績最新情報」（H.14.8.30現在）を更新
9月	「イベント・セミナー情報」を「セミナー情報」と「協賛イベント」に分割、更新 「再商品化ニュース」No.18を掲載 「再商品化実績最新情報」（H.14.9.30現在）を更新
10月	「セミナー情報」を更新 「刊行物のご紹介」を官庁制作物と分離し「広報制作物のご案内」に変更 平成15年度市町村の引き取り申込受付期間を掲載 「再商品化受託者リスト」（H.14.10.16現在）を更新 「セミナー情報」「イベント情報」を更新 「再商品化実績最新情報」（H.14.10.31現在）を更新
11月	「平成14年度分別基準適合物の引き受け実績報告」（全国）を掲載 「特定事業者関連情報」に平成15年度「分別基準適合物の引き取りおよび再商品化」の申込に関する資料を掲載 「年間スケジュール」を更新 「再商品化受託者リスト」（H.14.11.29現在）を更新 「再商品化実績最新情報」（H.14.11.29現在）を更新 「再商品化事業者関連情報」に再商品化に関する入札について（官報掲載）を掲載

12月	<p>「協会のご案内」の役員名簿及び評議員名簿を更新</p> <p>「平成15年度再商品化義務量算定画面」を掲載</p> <p>「特定事業者関連情報」に再商品化義務履行の委託について（官報 掲載）</p> <p>「特定事業者関連情報」に平成15年度特定事業者の再商品化委託申込受付期間等を掲載</p> <p>「数値データ集」に「保管施設数」「再生処理事業者の登録・落札状況」を追加</p> <p>「再商品化受託者リスト」（H.14.12.13現在）を更新</p> <p>「協会のご案内」に「再商品化委託単価（暫定）について」を掲載</p> <p>「協会のご案内」に平成15年度の「事業計画書」「収支予算書」を掲載</p> <p>「再商品化ニュース」No.19を掲載</p> <p>「再商品化実績最新情報」（H.14.12.27現在）を更新</p>
1月	<p>「識別表示質問票」を掲載</p> <p>「セミナー情報」を更新</p> <p>「再商品化受託者リスト」（H.15.1.16現在）を更新</p> <p>「再商品化実績最新情報」（H.15.1.31現在）を更新</p>
2月	<p>「平成14年度分別基準適合物の引き受け実績報告」（全国）を追加</p> <p>「セミナー情報」「協賛イベント」を更新</p> <p>「識別表示」に関する解説を掲載</p> <p>「再商品化受託者リスト」（H.15.2.18現在）を更新</p> <p>「広報制作物のご案内」を更新</p> <p>「再商品化実績最新情報」（H.15.2.28現在）を更新</p>
3月	<p>「市町村・事務組合関連情報」に「平成14年度PETボトル分別基準適合物の品質調査結果」を掲載</p> <p>「セミナー情報」を更新</p> <p>「広報制作物のご案内」を更新</p> <p>「再商品化受託者リスト更新」（H.15.3.26現在）を更新</p> <p>「再商品化実績最新情報更新」（H.15.3.31現在）を更新</p>

（太文字は14年度の新規作成を表す）

4. 容器包装廃棄物の再商品化に関する内外関係機関等との交流及び協力

(1) 国内関係機関との交流

再商品化事業を円滑に推進するため、主務5省庁（財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）及び清掃事業において全人口の9割の市町村の声を集約する全国都市清掃会議と情報連絡会議を2週間に1回のペースで開催し、容器包装リサイクル法の解釈、運用面での課題に対する対応をはじめ、ガラスびん、PETボトル、紙及びプラスチック製容器包装の再商品化の進捗状況等の報告、再商品化実施に伴う当面の課題等につき具体的な協議を行いました。

さらに、市町村との間で実施される再商品化に関する基本的事項を網羅した平成15年度における『「分別基準適合物の引き取りおよび再商品化」の概要』を更新しました。

(2) 国際交流の推進

① ドイツDSD社（Duales System Deutschland GmbH）及びフランスのE E社（Eco-Emballage）等外国のリサイクル関係諸機関との国際交流の推進に努めました。

② 平成14年11月に、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装の両リサイクル推進協議会共催による欧州（フランス、スペイン）容器包装リサイクル調査団派遣

に伴い、当協会職員1名が参加し、両国における容器包装廃棄物の処理施設を視察しました。両国とも、EUの中でもドイツとならび、環境リサイクルの先導的立場にあり、その考え方、処理実態等をつぶさに見聞できたことは大変有意義でした。視察内容は報告書にまとめられています。

☐ 海外の環境関係諸団体からの質問に対する回答等を通じて、容器包装リサイクル法の国際的普及・啓発に努めました。

5.その他

賛助会員の加入状況

当協会の目的に賛同し、啓発普及関連事業を中心に賛助会費の負担をお願いしている当協会の賛助会員は平成15年3月31日現在で27社でした。